

感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)



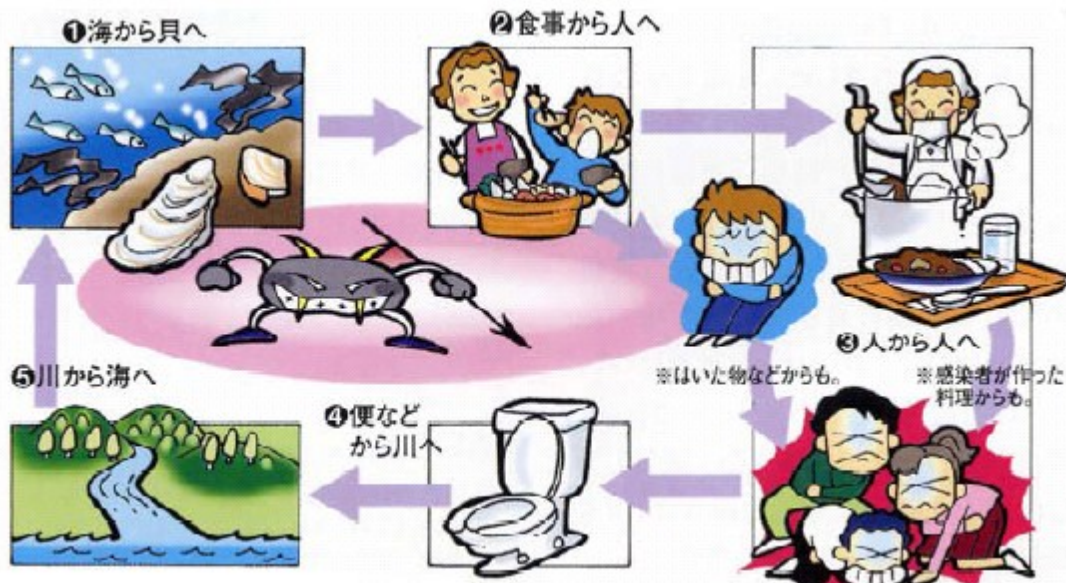
どんな病気？

感染性胃腸炎は、細菌、ウイルス、寄生虫などによって引き起こされる胃腸炎のことです。一年を通じて見られますが、特に冬から春にかけてはノロウイルスやロタウイルスによる発生が多くなります。

これらのウイルスは感染力が強く、少量のウイルスで感染が成立するため、集団発生や家庭・施設で感染者がいる場合は二次感染をおこすことがありますので、これからの季節は特に感染防止に心がけましょう。

ノロウイルス、ロタウイルスとは？

	ノロウイルス	ロタウイルス
主な症状	嘔気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱	嘔吐、下痢((米のとぎ汁様)白色便)、発熱
潜伏期間	1～2日間	約2日(1～3日)
経過	通常、3日以内で回復	通常、嘔吐は1～2日、下痢は1週間程で回復
流行	<ul style="list-style-type: none"> 主に秋から冬(11～3月)に多発する。 乳幼児、学童、成人のいずれにおいても発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に冬から春(3～5月)に多発する。 乳幼児を中心に流行する。成人は感染しても症状が出ないことが多いが、まれに成人でも集団発生が見られることがある。
治療	<ul style="list-style-type: none"> ウイルスに効果のある薬はないため、症状を緩和させるための薬での治療となる。 激しい嘔吐や下痢で急激に水分を失うため、脱水症状に気をつける必要がある。 脱水などにより重症化することもあるため、早めに医療機関を受診する。 	
その他	症状がなくなっても、約2週間～1ヶ月程度、便からウイルスが排出されるため、症状改善後も注意が必要です。	



感染経路は？

経口感染 (食中毒)	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスに汚染された食品(二枚貝に含まれていることがあります。)を、または十分に加熱しないで食べた場合。 ・感染した人が調理して食品や水が汚染され、それを食べたり飲んだりした場合。
接触感染	<ul style="list-style-type: none"> ・感染した人の便や吐物にふれ、手指をとおして口から入った場合。 ・感染した人の手指や感染した人が触れた衣服、器具等に接触し、手指をとおして口から入った場合。
飛沫感染	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の便や吐物が飛び散り、その飛沫(ノロウイルスを含んだ小さな水滴。1~2m飛散します)を吸い込んだ場合。 ・便や吐物を不用意に始末したときに発生した飛沫を吸い込んだ場合。
空気感染	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の便や吐物の処理が不十分なため、それらが乾燥して飛沫よりもさらに細かい粒子となって空気中を漂い、それを吸い込んだ場合。この場合感染源からかなり離れた場所でも、感染する可能性があります。

予防・消毒方法は？

•手洗いの励行

感染予防の基本は**手洗い**です。特に調理前、食前、排便後には石けんと流水で手をよく洗いましょう(石けん自体にはウイルスを殺す効果はありませんが、手の脂肪等がとれることでウイルスをはがれやすくします)。

•タオルの共用は避けましょう。

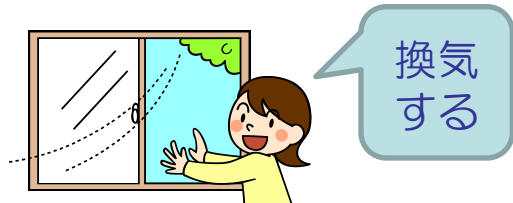
•台所や、調理器具を清潔にしましょう。

•便、吐物などの汚物処理の衛生管理を徹底しましょう。

汚物からウイルスは1~2m飛びます(飛沫)。

そのため、**換気し、汚染された場所を中心に直径4~5m以内を消毒**しましょう。

* 消毒の仕方、汚物の処理等は、後のページをご参照ください。



学校保健安全法における取り扱い

この疾患は、学校において予防すべき感染症の中には明確に規定はされてません。ウイルス性疾患を念頭にいた感染性胃腸炎が、学校で流行がおこった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、**学校長が学校医の意見を聞き、第3種感染症としての措置を講じることが**できる疾患のうち、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症のひとつとされています。

登校登園については、急性期が過ぎて症状が改善し、全身状態の良いものは登校可能となっており、流行阻止の目的というよりも患者本人の状態によって判断すべきであると考えられます。

ノロウイルスを消毒する

●消毒液の作り方



漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液の、塩素濃度は約5%です。

		1000ppm 消毒液	200ppm 消毒液
消毒液の作り方	5%原液の場合	50 倍に希釈する	250 倍に希釈する
	10%原液の場合	100 倍に希釈する	500 倍に希釈する
使用する場所		吐物・便で汚染された場所や衣類の消毒	調理器具・床、トイレのドアノブ・便座など消毒

薬店などで消毒剤として市販されているものの塩素濃度は、5%と10%があります。必ず確認して使用しましょう。

例) 市販の漂白剤(塩素濃度約5%)の場合
漂白剤のキャップ1杯は、約25ccです。



(使用上の注意)

- 原液が皮膚又は衣類に付いた場合、直ちに水で洗い流しましょう。
- 鉄製又はメッキの物は、サビたり変色するので使用しないこと。
- 合併浄化槽の施設は、そのまま消毒液を流すと、浄化槽の中の有益な微生物を殺してしまうこととなりますので、十分に希釈して流しましょう。
- 食べ物のかす等が付着している場合、消毒効果が著しく低下します。
- 原液の保管は、冷暗所で子どもの手の届かない場所にしましょう。
- 混ぜると危険。他の薬剤(強酸性の薬剤例: トイレ洗浄剤など)と混ぜると強毒のガスを発生します。

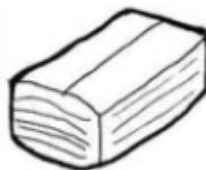
※注意

- 作業中、塩素ガスの発生(呼吸器炎症作用あり危険!)には十分注意し、窓を開けて換気しましょう。
- 作業は、ビニール手袋等を着用して行いましょう。(皮膚の炎症作用あり)
- 金属物は腐食を起こすので、消毒後、水を絞った清潔な雑巾などで拭き取りましょう。
- 作業後は、石鹸と流水で十分に手を洗い、うがいをしましょう。

ノロウイルス対策セット

●準備するもの

吐物や便を片付けるときは、**使い捨てのビニール手袋、マスク、エフロン**を着用しましょう。



ペーパータオルなど
消毒液を浸すことのできるもの

吐物や便またはそれらで汚染されたものを密封できるもの




吐物・ふん便、汚染された環境の取り扱い

●ふん便や吐物の取扱い

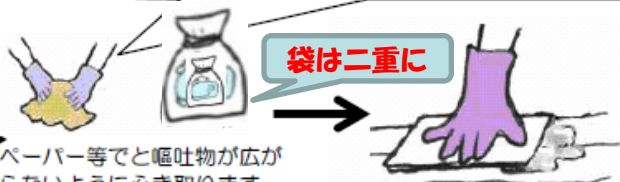
- ・外側から内側にふき取り面を折り込みながら静かに拭き取る
- ・同一面でこすると汚染を広げてしまうので注意

吐物・便



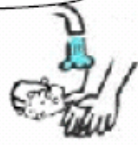
吐物や便のまわりに、片付ける以外の人近づかないようにしましょう。

袋は二重に




ペーパー等で嘔吐物が広がらないようにふき取ります。使用したペーパータオルはすぐにビニール袋に入れ、封をして処分します。

拭き取った後の床は、1000ppm消毒液で拭きます。その後、濡れタオルで拭きます。




処理後は手袋を外して手洗いをしましょう。窓をあけるなど換気を十分にしましょう。

●おう吐物・便が付着した衣類・シーツ・タオルなど



吐物や便が付着していれば、ペーパータオルで除いておく。そのペーパータオルは、ビニール袋に入れて、すてましょう。

袋は二重に



85℃ 1分以上の加熱
又は、
1000ppm消毒液に30分浸漬した後、他の物と分けて洗いましょう。

この他に、すすぎの段階で次亜塩素酸ナトリウムを使用する方法があります。

●紙オムツ



取り替え前に手洗い。

紙オムツは、取り外し後、直ちにビニール袋に入れます。



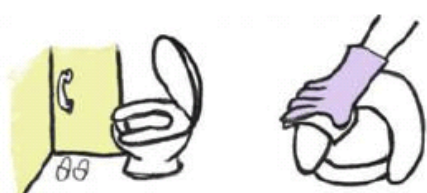
袋は二重に



取り外し作業後にも必ず手を洗いましょう。

吐物や便を片付けるときは、**使い捨てのビニール手袋、マスク、エフロン**を着用しましょう。

●トイレの便座・ドアノブ・手すり



トイレのドアノブ・便座、施設の床・手すりは、定期的に清掃し、200ppm消毒液を浸したタオルで拭き、その後、濡れタオルで拭きます。

袋は二重に

使用した使い捨て布又はペーパータオルはすぐにビニール袋に入れて捨てます。

処理後は手袋を外して手洗いをしましょう。窓をあけるなど換気を十分にしましょう。

袋は二重に

下痢・嘔吐の処理をするときは、その場所に他の人が近づかないように注意しましょう。



部屋は、定期的に換気しましょう。

《次亜塩素酸ナトリウムの希釈の作り方》

製品名				濃度	
ミルトン				1% (10,000ppm)	
ハイター				約5% (約50,000ppm)	
種類	成分	品名	販売名	界面活性剤	次亜塩素酸濃度
塩素系	次亜塩素酸ナトリウム	台所用漂白剤	キッチンハイター	あり	5~6% (50,000~60,000ppm)
塩素系	次亜塩素酸ナトリウム	衣料用漂白剤	花王ハイター	なし	5~6% (50,000~60,000ppm)
酵素系	過炭酸ナトリウム	衣料用漂白剤	ワイドハイター	あり	※ノロウイルスに効果がない
酸素系	過酸化水素	衣料用漂白剤	ワイドハイター	あり	※ノロウイルスに効果がない
還元系	二酸化チオ尿素	漂白剤	ハイδροハイター	なし	※ノロウイルスに効果がない
ピューラックス				6% (60,000ppm)	
業務用次亜塩素酸ナトリウム				12% (120,000ppm)	

*一口にハイターといっても、製品によって成分が異なるため購入時に成分が、次亜塩素酸ナトリウムであることを確認しましょう。

ペットボトルを使った消毒液の作り方

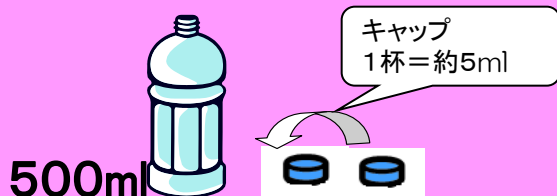
※5%次亜塩素酸ナトリウムを使用

《汚染時清掃用》 0.1% (1000ppm)

便や嘔吐物が付着した床・衣類・トイレ

500mlのペットボトル(水)

キャップ2杯(原液)

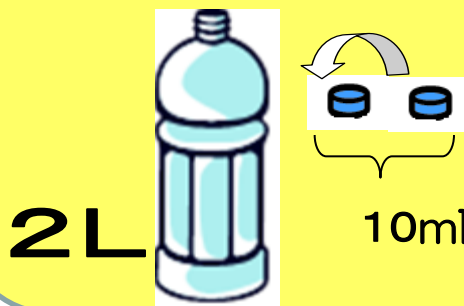


《環境整備用》 0.02% (200ppm)

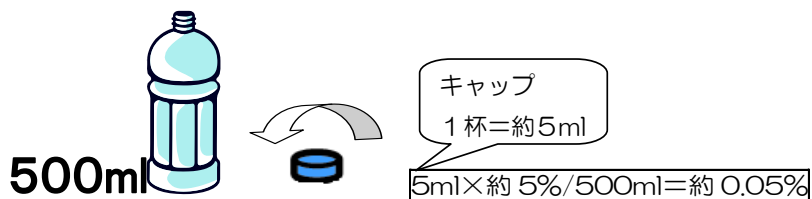
トイレの便座やドアノブ手すり・床など

2Lのペットボトル(水)

キャップ2杯(原液)



《つけ置き用》 0.05% (500ppm) 500mlのペットボトル(水) キャップ1杯(原液)

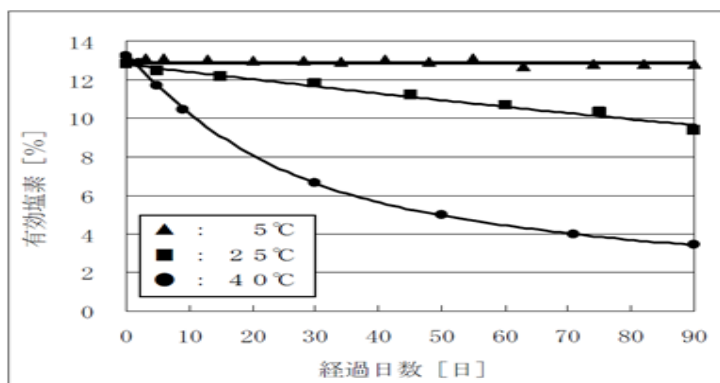


～間違って飲まないように注意～

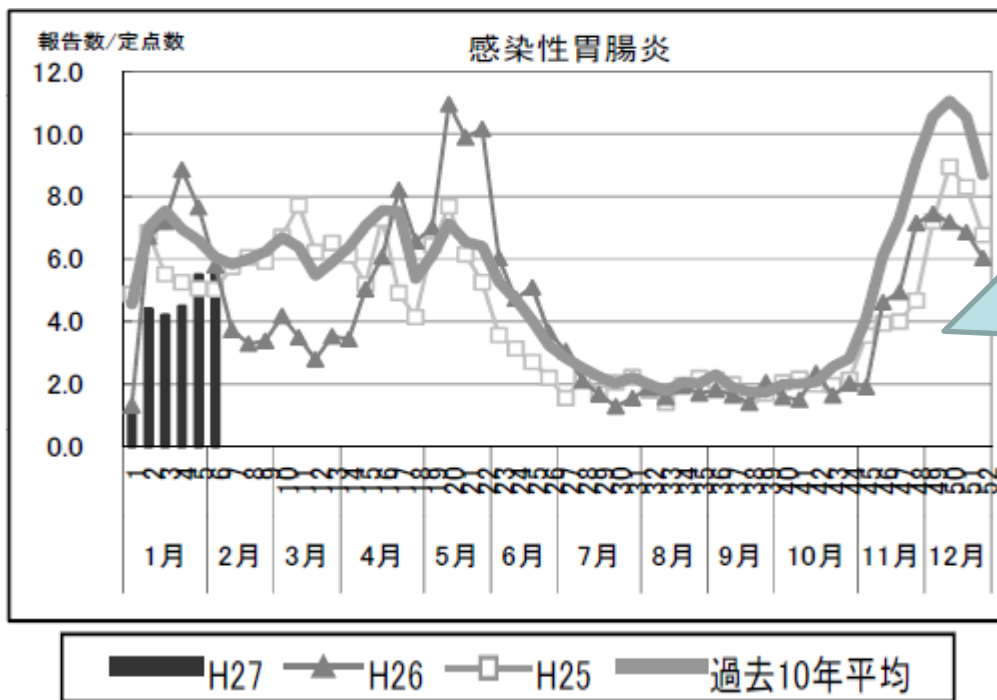
■次亜塩素酸ナトリウムを使用する上での注意事項

次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合は、商品に記載してある使用方法をよく確認して使用するほか、特に次のことに注意して下さい。

- ① 皮膚に対する刺激が強いため、手洗いなど人に対しては使用しないで下さい。
- ② 使用する時は、消毒液が直接皮膚に触れないよう樹脂性（ビニールなど）の手袋を使用して下さい。消毒液が皮膚や衣服に付いた場合は直ちに水で洗い流して下さい。
- ③ 使用する時は換気を十分に行なってください。
- ④ 他の洗剤と混ぜると危険な場合があります。特に酸性の強い洗剤と混ぜると有毒ガスが発生しますので注意して下さい。
- ⑤ 次亜塩素酸ナトリウムで施設や器具を消毒する場合、濃度が濃いほど、また作用させる時間が長いほど、ノロウイルスに対して有効ですが、反面、腐食作用や漂白作用（変色する）が強くなります。消毒対象と必要な濃度は一つの目安ですが、消毒対象に対する影響が不明の場合は、最初は薄い濃度で試して様子を見て下さい。また、使用後は必ず水で洗い流すかふき取って下さい（特に5000ppm（0.5%）の次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合は床等の変色に注意して下さい。）
- ⑥ 金属に対しては腐食性があるため、使用後にしっかりと水で洗い流すか、ふき取って下さい。
- ⑦ 薄めた消毒液は時間が経つにつれて効果がなくなりますので、使う時に原液を希釈して必要な量だけ作り、作り置きをしないで下さい。
- ⑧ 塩素は日光によって容易に分解するので、原液は直射日光の当たるところや高温の場所には置かないで下さい。



発生状況（定点報告状況）



例年、冬～春にかけて、流行が続きます。

奈良県感染症情報センターより（H27.2.19 現在）

* 数値：定点医療機関からの報告実数(患者数)を、その医療機関数で割った値

定点医療機関とは・・・国の感染症発生動向調査事業により、各県が保健所管内人口に基づいて医療機関数を決め、受診した感染症患者の報告を行うことを定められた医療機関

もっと詳しい情報はこちらへ・・・



http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-27874.htm

奈良県感染症疫学センターへ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/intestinal-m/intestinal-idwrc.html>

感染症情報センター「注目すべき感染症」

http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k03/k03_11.html

国立感染症研究所「感染症の話」

<http://www.pref.nara.jp/5069.htm>

奈良県保健予防課 ノロウィルス等による感染性胃腸炎について



奈良県医療政策部
保健予防課 感染症係

施設などで集団発生が疑われる場合



・施設医への報告・相談のうえ、最寄りの保健所へご相談いただき、下痢・嘔吐などの症状がある方はかかりつけ医師等へ受診・ご相談下さい。

! 高齢者施設、保育園、障害者施設等の社会福祉施設において、ノロウイルス等の感染性胃腸炎が集団発生した際は、「平成17年2月22日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」」に基づき、下記の場合は学校欠席者情報収集システム参加施設は、システムへの入力と併せて、市町村主管課および最寄りの保健所に報告をお願いします。(システム対象外の高齢者施設等は、市町村主管課等および管轄の保健所へ報告してください。)

- ・ ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ・ イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

奈良県保健所一覧		H27.2.16 現在
保健所名	住所・電話番号	担当市町村
奈良市保健所 保健予防課 感染症係	〒630-8122 奈良市三条本町13-1 電話 0742-93-8397	奈良市
奈良県郡山保健所 健康増進課 感染症係	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 電話：0743-51-0194	生駒市、天理市、大和郡山市、斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、山添村
(H27.2.16より) 奈良県中和保健所 保健予防課 感染症係	〒634-8507 橿原市常盤町605-5 橿原総合庁舎内 電話：0744-48-3037	大和高田市、香芝市、御所市、葛城市、王寺町、広陵町、上牧町、河合町、桜井市、橿原市、宇陀市、田原本町、三宅町、川西町、高取町、明日香村、曽爾村、御杖村
奈良県吉野保健所 健康増進課 感染症係	〒638-0045 吉野郡下市町新住15-3 電話 0747-52-0551(代表)	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野町
奈良県内吉野保健所 地域生活課 地域生活係	〒637-0041 五條市本町3-1-13 電話 0747-22-3051	五條市、十津川村、野迫川村